

事件名：商号使用差止等請求事件	法分野：
東京地裁平成19年1月26日判決/平成18年(ワ)17405号	
【事案の概要】 原告が、被告が周知営業表示たる原告の称号と類似する商号を使用して、他人である原告の営業と混同を生じさせたことが、不正競争防止法2条1項1号に該当し、これにより、原告の営業上の利益が侵害されたと主張して、被告に対し、同法3条に基づき、商号の使用差止め及び変更登記に係る商号の抹消登記手続を求めた事案である。	
【争点】 営業表示の類似性 営業の混同の有無	
【争点に対する判断】 争点 について 原告の商号と被告の商号とが営業表示として不正競争防止法2条1項1号にいう類似のものに当たるか否かについては、取引の実情の下において、取引者又は需要者が両表示の外観、称呼又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断すべきである(最判昭58年10月7日)。本件では、「キョーリン」という同一称呼が生じること及び「杏林ファルマ」(被告)と「杏林製薬」(原告)との観念が類似しうることから、営業表示の類似性をあったとしている。 争点 について 「混同を生じさせる行為」とは、他人の周知の営業表示と同一又は類似のものを使用する者が自己と上記他人とを同一営業主体として誤信させる行為のみならず、両者間にいわゆる親会社、子会社の関係や系列関係などの緊密な営業上の関係又は同一の表示の商品化事業を営むグループに属する関係が存すると誤信させる行為(広義の混同惹起行為)をも包含すると解すべきである(最判昭58年10月7日)。本件では、被告が被告と同業種である医薬品、医薬部外品の販売・製造を会社の目的と定めていたことから、原告と同一の営業を行うおそれがあり、原告の需要者等が、被告が原告グループの一員または原告と緊密な営業上の関係があると誤信するおそれがあるので、「営業の混同を生じさせる行為」があったとしている。	
【コメント】 「杏林」という名称は、元々普通名詞であるが、原告が多額の広告費用を投じた結果、大手製薬会社の名称として周知になったから、自他識別力があると判断している。	